情報提供の手続に必要な書類について

第5条による申請があった際に提示を求める書類等は、秋田市個人情報保護事務 取扱要綱(平成17年6月29日市長決裁)を準用し、以下のとおりとする。

なお、6(1)イおよびウについては提出に限る。

1 第1項第1号関係

(1) 申請者本人であることを確認できる書類等は、確認日において使用できるもの(有効期間内であること等が証明できるもの)で運転免許証、旅券、その他の官公署の発行した書類等で市長が認めるものとし、住所および氏名が記載されたものとする。

ア 写真付きのもの

個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、船員手帳、海抜免状、猟銃・空気銃所持許可証、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、警備業務に係る検定合格証など

イ 写真付きでないもの

健康保険被保険者証、共済組合員証、母子健康手帳、共済組合年金・恩給 等の証書など

- (2) 確認の方法
 - ア 写真付きの書類等で申請者本人の確認を行う場合には、当該書類等の1種類の提示を求め、その内容と申請書に記載された住所、氏名および申請者本人の顔を照合する。
 - イ 写真付きでない書類等で申請者本人の確認を行う場合には、複数種類の提示を求め、それらの内容と申請書に記載された住所および氏名を照合する。

2 第1項第2号関係

次のいずれかの書類とする

- (1) 戸籍又は除籍の全部事項証明書
- (2) 死亡診断書
- (3) 死体火葬許可証又は死体火葬許可発行済証明書
- (4) その他死亡していることを確認できる書類

3 第1項第3号関係

次のいずれかの書類とする。

- (1) 戸籍の全部事項証明書
- (2) その他死亡者と申請者の続柄を確認できる書類

- 4 第1項第4号関係
 - (1) 甥や姪など近親の親族の場合 戸籍の全部事項証明書
 - (2) その他の場合

例:秋田市パートナーシップ証明カード

- 5 第1項第5号関係
 - (1) 法定代理人であることを示す書類等は、確認日において使用できる次のアおよびイに掲げる書類等とする。
 - ア 法定代理人に係る1(1)に掲げる書類等
 - イ 法定代理人であることを示す書類として市長が認めるもの なお、複写物は認められず、かつ30日以内に作成されたものに限る。
 - (ア) 死亡者の遺族が未成年である場合
 - ① 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
 - ② 家庭裁判所の証明書
 - (イ) 死亡者の遺族が成年被後見人である場合
 - ① 後見登記簿に関する法律 (平成 11 年法律 152 号) 第 10 条に定める登 記事項証明書
 - ② 家庭裁判所の証明書
 - (2) 確認の方法

法定代理人であることの確認は、1(2)と同様の方法で行い、その者が情報 提供に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることについては、5(1)イ に掲げる書類のいずれかの提示を求め、当該書類で確認を行う。

6 第1項第6号関係

- (1) 任意代理人であることを示す書類等は、確認日において使用できる次のアおよびイに掲げる書類等とする。
 - ア 任意代理人に係る1(1)に掲げる書類等
 - イ 任意代理人であることを示す書類は、様式第2号に定める委任状とする。 なお、複写物は認められず、かつ30日以内に作成されたものに限る。
 - ウ 委任者印は、実印により押印した上で印鑑登録証明書(30 日以内に作成 されたものに限る)を添付するか、委任者の運転免許証、個人番号カード(個 人番号通知カードは不可)等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを 添付すること。
- (2) 確認の方法

任意代理人であることの確認は、1(2)と同様の方法で行い、その者が情報 提供に係る保有個人情報の本人の任意代理人であることについては、6(1)イ に掲げる委任状での確認とする。